

5-11 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例等

ユニバーサルデザイン推進条例（世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例）

バリアフリー建築条例（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例）

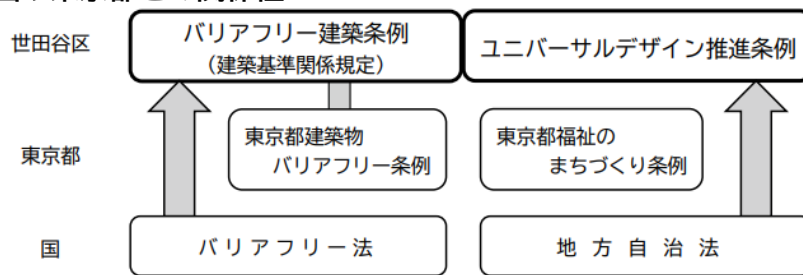
バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

社会の急速な高齢化と少子化の進展、高齢者や障害者を含めたすべての人々の社会参加の要請の高まりの中で、ユニバーサルデザインの考え方が重要視されるようになりました。

世田谷区は、平成19年4月に「ユニバーサルデザイン推進条例」と、建築基準法の関係規定である「バリアフリー建築条例」を施行しました。

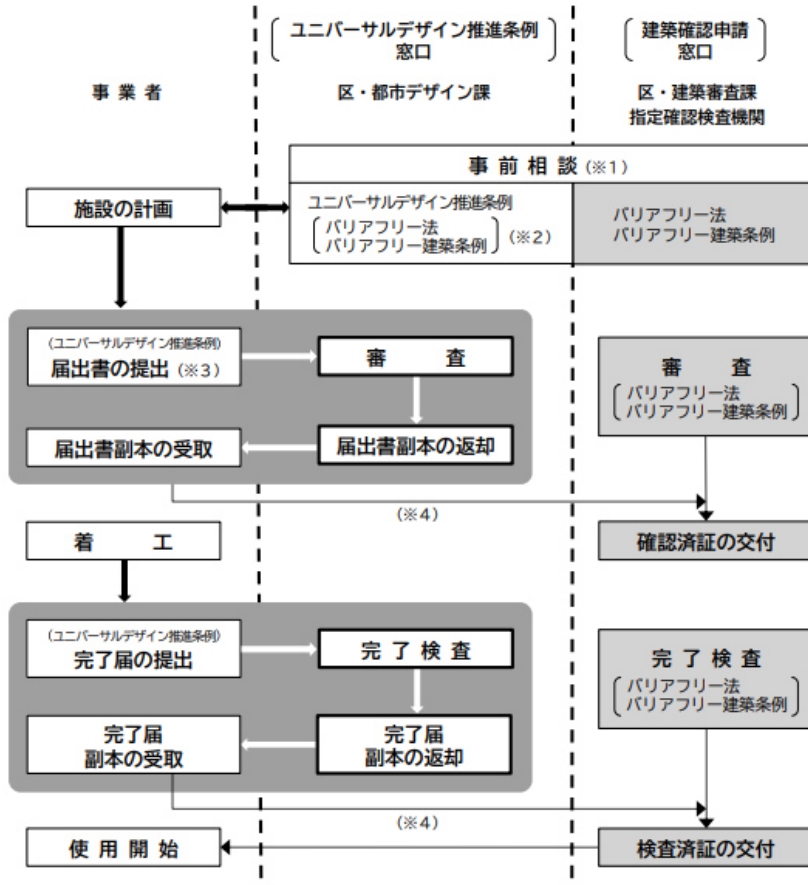
ユニバーサルデザイン推進条例には、遵守すべき遵守基準と適合に努める整備基準があります。用途・規模により、届出対象項目も異なりますので、ホームページ等でご確認ください

■国や東京都との関係性



※世田谷区の条例に都・国の基準は含まれています。

■届出と建築確認申請の流れ



- ※1 区の窓口相談は予約制です。
- ※2 建築確認申請を区に申請する場合に限りです。
- ※3 建築確認申請の2～3週間前までに提出をお願いします。（建築確認申請を伴わない場合は工事着手の30日前までに提出）
なお、審査期間は規模、用途により異なります。
- ※4 建築確認申請を区に申請する場合は、副本の写しを添付してください。

■ユニバーサルデザイン推進条例 届出対象施設

公共的施設の名称		特定公共的施設 床面積 (以上~未満)						
		100㎡	200㎡	500㎡	1,000㎡	2,000㎡	5,000㎡	
1	医療等施設	病院、診療所 (入院設備あり)	●	●	●	●	●	●
		診療所 (入院設備なし)	★	★	◎	●	●	●
		助産所、施術所、薬局 (医薬品の販売業を併せて行うものを除く)	★	★	○	○	○	○
2	公益施設	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	●	●	●	●	●	●
3	福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター	●	●	●	●	●	●
4	学校等施設	学校 (幼稚園を除く) その他これらに類する施設 (個人経営を除く)	●	●	●	●	●	●
		幼稚園	●	●	●	●	●	●
5	停車場又は発着場を構成する建築物	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	●	●	●	●	●	●
6	自動車関連施設	自動車の駐車のための施設、自動車の停留のための施設			○*1	●	●	●
		自動車修理工場、自動車洗車場			○	○	○	○
		自動車教習所				○	○	○
		給油取扱所	★	★	○	○	○	○
7	公衆便所	公衆便所	●	●	●	●	●	●
8	集会施設	公会堂、集会場・冠婚葬祭施設等 (一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの)	●	●	●	●	●	●
		集会場・冠婚葬祭施設等 (すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの)	○	○	○	○	●	●
9	物品販売業を営む店舗等	卸売市場					○	○
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	★	★	◎	●	●	●
10	飲食店	飲食店	★	★	◎	●	●	●
11	サービス業を営む店舗等	郵便局、銀行、質屋、貸衣装屋、理美容室、クリーニング取次店、その他これらに類するもの	★	★	◎	●	●	●
		学習塾、華道教室、囲碁教室、ガス・電気・電信営業所等、その他これらに類するもの (500㎡未満のフィットクラブ等を含む)	★	★	○	○	○	○
12	宿泊施設	ホテル、旅館等				○	●	●
13	興行施設	劇場、観覧場、映画館、演劇場等				○	●	●
14	文化施設	博物館、美術館、図書館等	●	●	●	●	●	●
15	展示施設	展示場、住宅展示施設等 (住宅展示施設は敷地面積)				○	●	●
16	運動施設	体育館、水泳場、ボート場等 (500㎡以上のフィットクラブ等及び会員制運動施設を含む)				○	●	●
17	遊興施設	料理店				○	●	●
		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール				○	○	○
18	公衆浴場	公衆浴場等			○	○	●	●
19	業務施設	事務所				○	○	○
20	工業施設	工場等					○	○
21	公共用歩廊	公共用歩廊					○	●
22	地下街	地下街等					○	○
23	複合施設	1 から 22 の項に掲げる公共的施設、集合住宅					○	●
24	集合住宅	共同住宅 <small>*2:床面積が1,000㎡以上かつ階数が3で住戸・住室の数が30以上のもの、階数が4で住戸・住室の数が20以上のもの及び階数が5以上のもの *3:床面積が1,000㎡以上で*2以外のもの *4:住戸・住室の数が20以上のもの 注) 集合住宅に利用居室等・車椅子使用者用便房・車椅子使用者用駐車施設・居住者用集会施設がある場合はそままでの経路が移動等円滑経路となる。</small>	△*4	△*4	△*4	△*4	▼*2 ▼*3	▲ ▲
		長屋、寮、宿舍	△*4	△*4	△*4	△*4	△*2 △*3	△ △

*1: 床面積が250㎡以上かつ駐車可能台数が20台以上のもの

【届出が必要な整備項目の参照基準】

- : バリアフリー建築条例の建築物基準+ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の遵守基準及び整備基準
- ◎: バリアフリー建築条例の中規模建築物基準+ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の遵守基準及び整備基準
- : ユニバーサルデザイン推進条例の建築物の遵守基準及び整備基準
- ★: ユニバーサルデザイン推進条例の小規模建築物の遵守基準 (整備基準に適合させる場合は規則別表第2を適用)
- ▲: バリアフリー建築条例の共同住宅基準+ユニバーサルデザイン推進条例の集合住宅の遵守基準及び整備基準
- ▼: バリアフリー建築条例の中規模共同住宅基準+ユニバーサルデザイン推進条例の集合住宅の遵守基準及び整備基準
- △: ユニバーサルデザイン推進条例の集合住宅の遵守基準及び整備基準

※用途が複数ある複合建築物の場合、全体の床面積の合計が1,000㎡以上で複合施設として特定公共的施設となるため、用途ごとの床面積にかかわらず、すべての用途、規模が特定公共的施設となる。さらに、全体の床面積の合計が2,000㎡以上になると、特定公共的施設の使用、規模がバリアフリー法に基づく特別特定建築物となり、それぞれの用途がすべて整備の対象となる。

担当	都市整備政策部 都市デザイン課 都市デザイン企画調整担当 電話番号 03-6432-7152 ファクシミリ 03-6432-7996
----	---